

## 副委員長

### 長谷川千種氏に受任インタビュー！

第2回になりましたクローバーニュース。

今回は、クローバー運営委員会の副委員長であります昭和大学附属烏山病院の長谷川千種さんよりお話をうかがいたいと思います。



長谷川さんよろしくお願ひいたします。早速ですがいくつか質問をさせていただきたいと思います。

#### ◆◆まず、一番最初に受任された動機はなんですか？

平成12年に新しい成年後見制度が始まり、自己決定の尊重、ノーマライゼーション、残存能力（現有能力）の活用と、保護との調和という理念に触れ、「これは法律家ではなくソーシャルワーカーがやるべき。理念が目指す調和は相応の力量が求められる。我慢やあきらめを強いられてきた精神障がい者についてはなおのこと」と感じたことが一番の動機です。

#### ◆◆それでは実際に受任されて良かったことと感ずることはありますか？

当初、権限を持つことに戸惑いましたが、権限の行使の仕方の方が問われると思い直しました。周囲が施設入所を求めたのに対し、「住み慣れた家で暮らしたい」本人の思いを権限と関係者との話し合いで実現できたことがあります。権利侵害には最大限の注意を払わねばなりません。最後の決定権を本人の立場に立って行使できることは後見人ならではの感ずました。また、受任すると余程の理由がない限り一生付き合うこととなります。そこには“関わることの継続的な責任”があるため、重いながらもやりがいがある、仕事の面白さを実感できました。

#### ◆◆反対に、やっていく中で困ったことはありますか？

平日の時間をつくることと財産管理の方法です。関係機関との打ち合わせや金融機関への届出など、後見業務が軌道にのるまでは、時折仕事を休まねばならないことがありました。軌道にのってからは、仕事が終わってからや休日に対応できました。財産管理はパソコンを利用するなど、自分なりに管理しやすい方法を考えることが必要でした。

◆◆動機のところでも少し触れていただきましたが、様々の職種が受任している中、PSWとして受任することの意義をどのようにお考えですか？

本人の生活を共に考え、本人と関わり、精神障がいの揺れに合わせて、ストレングスやエンパワーメントの視点をもって自己決定を支援することは、成年後見制度と対立するわけではありません。むしろこういった視点を持ち、財産管理や身上監護の実務を担うことが必要と考えています。しかし、成年後見人等は法律の中で動くので、ソーシャルワークを行う訳ではありません。後見人等の役割を理解し、常に自らの立場を確認していくことが求められます。後見実務にソーシャルワークをそのまま持ち込みたくなる誘惑がありますが、留意すべきところでしょう。

#### ◆◆最後に今後受任される方々に一言、メッセージがあればお願いします。

禁治産・準禁治産のときから考えると、成年後見制度は大きく進展しましたが、現行の制度でも多くの課題を抱えています。改正すべき点には声を上げていかなければなりません。同時に“今”成年後見制度を必要としている人達も存在します。

手を出すことでの権利侵害と、手を出さないことでの権利侵害。慎重になることは当然ですが、精神障がい者の支援を業務の中核に据えている我々が、手を出さないわけにはいかないでしょう。

ようやくクローバーが立ち上がりました。我々には成年後見制度を必要とする人に向き合いながら、精神障がい者にとって利用しやすい成年後見制度に変えていく社会的責務があると考えています。皆様と共にクローバーを育てていきたいと思ひます。

◆◆どうもありがとうございました

(担当：岩崎弘幸)



## 成年後見制度に対する本協会としての「見解」について

わたしたち精神保健福祉士(PSW)にとって「クライアントの自己決定の尊重」は最大の価値の一つです。しかし、その自己決定が何らかの理由で阻害されたり、歪曲されたりする場合のあることも経験から知っています。そして、自己決定の尊重を可能な限り支援することの意義を法制化したものが成年後見制度だとされています。

「貴方は、本制度に賛成ですか？反対ですか？」

制度発足から 10 年を経て、見直しの必要性は各方面から各種の論調で言われています。ということは、良い制度か否かという結論を導き出すには、あまりにも多くの課題を孕んでいることだけは確かなようです。

成年後見人になることのできる親族が不在の場合、家庭裁判所は専門職にこの任を依頼することができます。その専門職の一員として、本協会が養成した認定成年後見人ネットワーク「クローバー」の登録者もいます。

しかし、登録者の多くは多様なジレンマを抱えてその任についています。そのうちのいくつかは、制度自体の問題や課題、周辺の制度との兼ね合いで浮き彫りとなった課題に困っています。それらは、脇から見ていてもわかるものでした。しかし、一歩進めて、制度の内側に入って初めて知る課題の存在に気付かされました。制度内の矛盾や、成年後見人自身の資質、力量に困るものもあるでしょうが、むしろ「自己決定の尊重」に最大の価値を置き、人が「人として自分らしく暮らせること」を側面的に支援したいと日々願っているPSWならではの気づきでもあります。

クローバー運営委員会では、これらの課題を列挙し理事会に報告、それは丁寧な検証と議論を重ねた成果として本協会の「見解」となり、内外に表明されるに至りました(※)。さらに本協会は、総務省・法務省・厚生労働省に対して、本制度および周辺の法制度に関する改正要望書を提出しました(※)。併せて、本制度の運用を司る各地の家庭裁判所においても、クローバーの活動を通じて参加の機会を得られた協議会等で本見解に基づく発言を随時行っています。

どれだけ法制度を作っても、それらには必ず問題があることでしょう。改正されてもきっとまた矛盾や課題を生むことでしょう。私たちは臆せず、逃げることなく、議論を尽くし、どのような場面でもPSWとしての軸足に立ち返り、自らのスタンスを問い直しながら、それらと常に向き合っていかなければなりません。

専門職団体として、各地での実践からの知見を収集して作成したものが本見解です。未読の方はどうぞ一読くださるようお願いいたします。

(田村綾子)

※ 本協会WEBサイトに掲載 <http://www.japsw.or.jp/ugoki/yobo/2010.html>

### 委員自己紹介コーナー その2

#### 委員長 今村浩司氏

皆さん、こんにちは。クローバー運営委員長の今村浩司(小倉蒲生病院/福岡県)と申します。協会では九州沖縄ブロック選出の理事もさせて頂いております。また、地元北九州市で弁護士、司法書士、行政書士、税理士、社会福祉士、社会福祉協議会等と協力し合いながら、一般社団法人(設立当初は有限責任中間法人)北九州成年後見センターを立ち上げ、設立当初よりの理事として、法人後見に尽力しているところです。



さて、成年後見制度がスタートして、早や 10 年が経過しました。協会では、成年後見人養成について 2002 年から権利擁護委員会を中心に議論を行い、2008 年には成年後見事業運営委員会を設立、事業の在り方を検討してきました。そして 2009 年、成年後見人ネットワーク「クローバー」を設立しました。

設立後、委員会では、各家裁に訪問や電話連絡等を通じて地道にアプローチを続け、クローバー売り込み人として、日夜努力して参りました。まだまだ大きなグループとは到底言えませんが、精神保健福祉士の成年後見人としての活動の展開を進めていきたいと考えています。

ご承知のとおり、成年後見制度自体にまだまだ数々の課題があることは言うまでもありません。課題と真摯に向き合い、活動を継続させながら、さらなる検討を重ねていきたいと思っています。そのためにはクローバー登録者各位のご協力が必要です。今後ともご理解とご協力をよろしくお願い致します。

### クローバー 登録・受任状況

(2010年9月15日現在)

#### 名簿登録者 48名 (内訳)

北海道ブロック	3	東北ブロック	1
関東・信越ブロック	21	東海・北陸ブロック	5
近畿ブロック	6	中国ブロック	2
四国ブロック	2	九州・沖縄ブロック	8

#### 受任状況

成年後見人受任に関する相談 14件  
⇒内 正式受任 6件(東京2、岐阜、愛媛、熊本2)  
受任調整中 2件(東京)

### 編集後記

暑かった夏も終わりを告げ、いよいよ12月の研修も具体化してきました。1年経つのは早いですね。

今年度は成年後見にかかわる立ち位置を明確化できた年度でもあります。そのことを踏まえつつ、委員会も再スタートを切っています。

ぜひ、多くの方に関心をもっていただきたいと思っています。サンシャインでお目にかかりましょう!

(担当:岩崎香)

☆「第3回認定成年後見人養成研修」「課題別研修/第3回成後見に関する研修」12月開催!

詳細はWEBにて▶ <http://www.japsw.or.jp/ugoki/kensyu/3.html>